

# シンガポール日本人学校の出席停止期間・基準

保健・安全担当

第一種:法定伝染病で、特殊なもの

第二種:学校・シンガポールで多く見かける感染症、主に飛沫感染するのが特徴

第三種:それ以外のもので、学校などで感染しやすいもの

| 種類  | 病名   | 出席停止基準(めやす)                                   |  |
|---|--|---|--|
| 第一種   | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱<br>痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)鳥インフルエンザ(H5N1) | 治癒するまで<br>(家族に発生した場合も患者家族としての検査結果が判明するまで)     |  |
| 第二種   | インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)   | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで     |  |
|   | 百日咳  | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで       |  |
|   | 麻疹(はしか)  | 解熱した後3日を経過するまで                                |  |
|   | 流行性耳下腺炎(おたふく)  | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで   |  |
|   | 風しん(三日ばしか)   | 発しんが消失するまで                                    |  |
|   | 水痘(水ぼうそう)  | すべての発しんが痂皮化するまで                               |  |
|   | 咽頭結膜熱  | 主要症状が消退した後2日を経過するまで                           |  |
|   | 髄膜炎菌性髄膜炎・結核・手足口病・流行性嘔吐下痢症(ノロウイルス)、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症  | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで             |  |
| ※病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない(結核と髄膜炎菌性髄膜炎を除く) |  |   |  |
| 第三種   | コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎  | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで             |  |
|   | 腸管出血性大腸菌感染症  | <有症状><br>腹痛・下痢・血便などの症状あり                      | ※出席停止の必要はない                              |
|   |  | <無症状・菌陽性><br>症状が無く、検便の結果、病原体が検出された場合          |  |
|   | その他の感染症  | ①条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症の例                 |  |
|   |  | ウイルス性肝炎、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、流行性嘔吐下痢症(ロタウイルス等) | かかりつけ医師の意見により保護者からの申し出があれば、出席停止の扱いとしてもよい |
| ②通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例                                  |  |   |  |
|   | アタマジラミ、伝染性軟属腫(水いぼ)、伝染性濃痂疹(とびひ)   | ※出席停止の必要はない                                   |  |
| ※実際には病状により医師の指示に従うこと  |  |   |  |

※第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

※第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

※第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。